

県央県南広域環境組合 公告第1号

一般廃棄物等搬送業務について、一般競争入札を執行するので、県央県南広域環境組合契約規則第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年4月1日

県央県南広域環境組合  
管理者 宮本 明雄



1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 29-央南業-7号
- (2) 業務名 一般廃棄物等搬送業務
- (3) 履行場所

諫早市福田町1250番地	県央県南クリーンセンター
島原市前浜町丙74番地	東部リレーセンター
雲仙市千々石町丙694番地	西部リレーセンター

(4) 業務内容

東部リレーセンター及び西部リレーセンターから県央県南クリーンセンターへの一般廃棄物等（可燃ごみ、汚水）を大型自動車（アームロール車、バキューム車）による搬送及び業務用車輛の点検・整備

ア 東部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまでの搬送業務

- ・東部受入量（平成27年度） 可燃ごみ 20,474 t
- ・搬送台数（平成27年度） 可燃ごみ 3,144台 汚水 15台
- ・東部受入量（平成28年度2月末現在） 可燃ごみ 18,505 t
- ・搬送台数（平成28年度2月末現在） 可燃ごみ 2,809台 汚水 14台
- ・業務用車輛（アームロール車）6台
  - 最大積載量 9,900kg
  - コンテナ重量 約3,100kg
  - コンテナ最大積載量 約6,800kg

- ・業務用車輛（バキューム車） 1台  
     タンク容量                      約8.6 m<sup>3</sup>
- ・搬送距離                              片道46 km
- ・搬送時間                              往復約2時間30分
- ・車輛燃費                              約3.7 km/ℓ
- ・乗務員数                              7名

イ 西部リレーセンターから県央県南クリーンセンターまでの搬送業務

- ・西部受入量（平成27年度）              可燃ごみ 14,858 t
- ・搬送台数（平成27年度）              可燃ごみ 2,311 台
- ・西部受入量（平成28年度2月末現在） 可燃ごみ 12,791 t
- ・搬送台数（平成28年度2月末現在） 可燃ごみ 1,944 台
- ・業務用車輛（アームロール車） 3台
- ・搬送距離                              片道23 km
- ・搬送時間                              往復約1時間20分
- ・車輛燃費                              約3.7 km/ℓ
- ・乗務員数                              3名

ウ 業務用車輛10台の点検・整備

- ・車検・3ヵ月点検・日常点検
- ・業務用車輛の整備・修理（オイル、タイヤ、部品交換を含む）

(5) 履行期間

平成29年7月1日から平成32年3月31日まで

(6) 特記事項

- ・組合所有の事業用ナンバートラックを貸与しての業務であるため、使用者の名義変更が必要（一般貨物自動車運送事業計画の変更の届出等）
- ・業務用車輛10台分の保管場所が必要
- ・本来の業務とは別に10名運転手の雇用が必要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、競争入札の参加者に必要な資格に関する公示（平成29年4月1日告示第1号）により示した次に掲げる要件を全て満たし、かつ、3により本組合の競争入札参加資格の審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）に基づく貨物自動車運送事業許可業者

- (2) 県央県南広域環境組合の構成市（島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市。以下同じ。）内に事業所（本店、支店、営業所等。以下同じ。）を設置して1年以上経過している者
- (3) 事業所を設置している構成市のいずれにも税金（法人市民税、市県民税特別徴収及び固定資産税等。）の滞納がない者
- (4) 法人として組織されている者
- (5) 貨物自動車運送事業を開始してから5年以上経過しており、安定した経営がなされている者
- (6) 大型自動車の運転に従事する従業員（大型免許所持者）を現に20名以上有している者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (8) 長崎県及び構成市から過去5年以内に業務停止や指名停止等の行政処分を受けたことがない者

### 3 競争入札参加資格の審査

- (1) 本競争入札への参加を希望する者は、競争入札参加申込書のほか、申込書関連書類（以下「入札参加申込書等」という。）を持参により提出し、本組合の参加資格の書類審査を受けるものとする。

なお、期限までに入札参加申込書等を提出しない者又は4（4）により参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。

- (2) 入札参加申込書等の内容

- ①競争入札参加申込書（様式1）
- ②直近3年分期の決算書（写）
- ③登記簿（写）
- ④貨物自動車運送事業許可証（写）
- ⑤構成市内における市税納税証明書（様式2）
- ⑥従業員台帳（運転手台帳）（様式3）
- ⑦公的機関の受注実績および事業所一覧（様式4）
- ⑧自動車分解整備事業認証書（写）または提携事業所の認証書（写）
- ⑨委任状（様式5）
- ⑩使用印鑑届・（様式6）
- ⑪印鑑証明書（写）
- ⑫誓約書（様式7）

#### 4 契約条項を示す場所

##### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒854-0001

諫早市福田町1250番地

県央県南広域環境組合 施設課

TEL 0957-35-8212 FAX 0957-35-8201

##### (2) 入札参加申込書等の配布期間及び場所

ア 配布日時 平成29年4月1日(土)から平成29年4月27日(木)  
午前9時～午後5時(ただし、土・日を除く)

イ 配布場所 県央県南広域環境組合 1階事務室

##### (3) 入札参加申込書等の提出期限及び場所

入札参加申込書等の提出は、持参によるものとする。

ア 提出期限 平成29年4月28日(金)  
午前9時～午後5時まで(時間厳守)

イ 提出場所 県央県南広域環境組合 1階事務室

ウ 提出部数 1部

##### (4) 競争入札参加資格審査の結果

競争入札参加資格審査の結果は、平成29年5月10日(水)までに県央県南広域環境組合から申請者に対し、通知する。

#### 5 業務仕様書その他本入札に関する資料等(以下「設計図書等」という。)の配布

(1) 日時 平成29年5月11日(木)

(2) 場所 県央県南広域環境組合

#### 6 質疑応答

##### (1) 質疑

設計図書等に関して質疑がある場合は、下記により受付ける。受付期限後の質疑は、受け付けない。

ア 受付期限

平成29年5月15日(月)午後5時まで

イ 質問受付方法

設計図書等に定める質疑応答書に記名押印し、本組合へ持参するものとする。

(2) 回 答

質疑に対する回答は、下記により行うものとする。

ア 回答期限

平成29年5月18日(木)午後5時まで

イ 回答方法

回答書をFAXにより送付する。

7 競争参加資格が無いと認められた者に対する説明

(1) 4(4)により競争参加資格が無いと認められた者は、管理者に対し競争参加資格が無いと認めた理由について、説明を求めることができる。説明を求めようとする者は、平成29年5月11日(木)までに書面を提出して行うものとする。

(2) 管理者は、上記(1)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し速やかに書面により回答するものとする。

8 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時 平成29年5月23日(火) 午前10時

(2) 場 所 諫早市福田町1250番地  
県央県南広域環境組合 2階会議室

(3) その他 競争入札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合、入札を延期することもあるので、事前に4(1)へ確認すること。

9 入札書の提出方法等

(1) 入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書は、本組合所定の様式により作成し、封かん及び封印のうえ入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

(3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札参加者は、各社1名を超えて入札会場に入室できない。

(6) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。



10 入札保証金及び契約保証金

4 (4) の通知の際に記載する。

11 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 競争入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (7) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (11) その他必要事項を確認できない入札

12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

13 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該価格に1円未満の端数がある場合は、その端数額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。
- (5) 落札者は、その決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

14 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書2部を提出するものとする。

15 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、県央県南広域環境組合契約規則（平成11年規則第8号）及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 その他

（1）本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、県央県南広域環境組合契約規則の定めるところによる。